

社会福祉法人 清峰会 役員並びに評議員の報酬及び費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清峰会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち当法人を主たる勤務場所として、週平均4日以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第6条に基づき選任された者をいう。（以下「役員等」という。）

(報酬等の支給)

第3条 役員及び役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬を支給することができる。

- (1) 常勤役員については、報酬及び賞与を支給する。
- (2) 非常勤役員については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に費用を弁償する。
- (3) 役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に費用を弁償する。
- (4) 役員及び役員等については、退職慰労金を支給する。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

なお、同日に理事会等の出席とあわせて法人業務を行った場合であっても、報酬は重複しないものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 通勤手当については、給与規程に準ずる
- (4) 職務のため出張したときは、旅費規則に基づき旅費（交通費、日当、宿泊費等）を支給する。
- (5) 退職慰労金は、任期の満了、辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、別表5に定める算定式により算出される額を支給する。

(非常勤役員の費用弁償)

第5条 非常勤役員に対する報酬は支給しないものとして、理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合、別表3に定める費用を弁償する。なお、同日に理事会等の出席とあわせて法人業務を行った場合であっても重複しないものとする。

- (1) 職務のため出張したときは、旅費規則に基づき旅費（交通費、日当、宿泊費等）を支給する。
- (2) 退職慰労金は、任期の満了、辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、別表5に定める算定式により算出される額を支給する。

(役員等の費用弁償)

第 6 条 役員等に対する報酬等は支給しないものとして、評議員会等の出席や法人業務を行う場合は、別表 3 に定める費用を弁償する。なお、同日に評議員会等の出席とあわせて法人業務を行った場合であっても重複しないものとする。

(1) 職務のため出張したときは、旅費規則に基づき旅費（交通費、日当、宿泊費等）を支給する。

(2) 退職慰労金は、任期の満了、辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、別表 5 に定める算定式により算出される額を支給する。

(兼務役員)

第 7 条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(1) 給与規程に定める従事者共済会又は退職手当共済会等に参加している役員は、加入期間を退職慰労金の算定外とする。

(常勤役員の職務証跡)

第 8 条 常勤役員は、法人職務証跡資料として、就業規則第 21 条に準じ、出勤簿又はタイムカードの作成に協力するものとする。

(報酬等の支給方法)

第 9 条 常勤役員の報酬（旅費を除く。）は、毎月 25 日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、給与規程第 5 条に準じた日とする。

2 賞与については、給与規程第 22 条に準じた日とする。

3 役員及び役員等に対する費用の弁償又は旅費等は、必要の都度に支給する。

4 報酬等は、通貨で直接にその全額を支給する。ただし、本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

5 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第 10 条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 常勤役員が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

5 退職慰労金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後 2 カ月以内に支給する。

(端数の処理)

第 11 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じた場合は、給与規程第 4 条に準じた端数処理を行う。

(公 表)

第 12 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第 13 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補 足)

第 14 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成 29 年 6 月 24 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 12 月 7 日から施行する。

別表 1（常勤役員の報酬）

役職名	報酬の額	
	日 額	通勤手当
理事長業務報酬	20,000 円	給与規程による
業務執行理事(常務理事)業務報酬	15,000 円	給与規程による
理事業務報酬	15,000 円	給与規程による
監事業務報酬	15,000 円	給与規程による

別表 2（常勤役員の賞与）

6 月賞与	300,000 円×2 ヶ月分以内
12 月賞与	300,000 円×2 ヶ月分以内

別表 3（非常勤役員の弁償費）

項 目	職 務	弁償費（日額）
理事会出席及び法人並びに 施設のための出勤	理事	10,000 円
	監事	10,000 円
評議員会出席及び法人並び に施設のための出勤	理事	10,000 円
	監事	10,000 円

別表 4（役員等の弁償費）

項 目	職 務	弁償費（日額）
評議員会出席及び法人並び に施設のための出勤	評議員	10,000 円

別表 5（役員及び役員等の退職慰労金の算定式）

50,000 円×在任年数
※在任年数は 1 か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1 か月未満は 1 か月に 切り上げる。

※在任の起算日：理事及び監事は、令和 7 年 6 月 28 日とする。

※在任の起算日：評議員は、令和 7 年 6 月 28 日とする